

最高裁秘書第1929号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（最情）答申第12号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第38号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月21日（令和6年度（最情）諮詢第38号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第12号）

件名：女性の最高裁判事が皇室行事に参加する場合のドレスコードが書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「女性の最高裁判事が皇室行事に参加する場合、ローブモンタントだとかアフタヌーンドレスだとかロングドレスだとか、色々と着替えなければならないことを含むドレスコードが書いてある文書（宮内庁から提供された文書を含むが、これに限らない。ただし、宮内庁から提供された文書については最新版のもの。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年10月4日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の「最高裁判所裁判官を終えて考えたこと」（筆者は鬼丸かおる元最高裁判所判事）に「女性は、ローブモンタントだとかアフタヌーンドレスだとかロングドレスだとか、いろいろと替えなければいけません。」と書いてあることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の「最高裁判所裁判官を終えて考えたこと」と題する記事の記載を根拠として、本件開示申出文書は存在すると主張しているが、当該記事の記載は、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることを裏付けるものとはいえない。また、最高裁判所において本件開示申出文書を作成又は取得する必要性もない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要性もないことを説明する。最高裁判所における事務処理上、本件開示申出文書の作成又は取得が必要になるとはうかがわらず、上記説明に特段不合理な点はない。

苦情申出人が指摘する資料を見ても、本件開示申出文書の存在を前提とした記載はなく、他に本件開示申出文書の保有をうかがわせる事情も認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕